- ●相談は全て無料です。相談日が祝日と重なった場合は原則としてお休みです。
- ●問合先に電話番号の記載のないものは西尾市役所(☎56・2111)へ。
- ●市役所の市民課・収納課・子ども課・福祉課にはポルトガル語を話せる職員(臨 時職員)がいます。

No dep. de registro civil, coletoria municipal, dep. infantil, dep. de assistência social, trabalham funcionários que compreendem o idioma português.

				os que compreendem o idioma portugues.	
相談	8月9日(2)	時	場所	主な相談内容	問合先
年金相談	· 19日金 · 23日伙 · 31日休	午前10時~正午 午後 1 時~ 3 時 ※受け付けは午前 8 時 30分から。	市役所多目的室BCDE 吉良支所第 1 会議室 市役所多目的室BCDE	厚生年金・国民年金について。※受け付け状況により、相談時間終了前でも受け付けを終了する場合があります。	保険年金課国民年金担当
行政評価苦情申立	8月8日(月)・22日(月)	午後 1 時30分~ 3 時	市役所11相談室	市施策で申立人の利害に関する苦情	企画政策課行政評価委 員会
消費生活相談	毎週月曜日	午前9時~正午午後1時~4時	市役所11相談室	悪質商法や消費者トラブル、多重債務 問題。※電話相談可。多重債務問題は 面談のみ。	商工観光課商工観光担当
労働相談	8月16日(火)	午後1時~4時	市役所11相談室	労働条件、解雇、賃金などの労働問題	商工観光課商工観光担当
登記相談	8月10日(水)	午後1時~4時	市役所11相談室	土地などの売買や相続など	市民課窓口担当
市民特別法律相談	① 8月6日出 ② ・9日似 ③ ・16日似 ④ ・16日以 ⑤ ・24日(x)	午後 1 時30分~ 4 時 午前 9 時30分~午後 4 時 午前 9 時30分~正午 午後 1 時30分~ 4 時 午後 1 時30分~ 4 時	寺津ふれあいセンター 市役所11相談室 一色支所第1会議室 幡豆いきいきセンター 吉良支所第1会議室	法律が関係する困りごと。※予約制で ②は10人まで、①③④⑤は各5人まで。 予約は7月19日似から市民課窓口担当 へ。	市民課窓口担当
行政相談	8月12日(金)	午前10時~正午	市役所11相談室	行政全般に対する苦情や要望	市民課窓口担当
外国人相談 Consulta para estrangeiros	8月5日金・19日金 Dias 5 e 19 de agosto(sexta)	午後 1 時~ 4 時 13h às 16h	市役所11相談室 11 Soudan-shitsu	スペイン語、ポルトガル語による生活 上、行政上の相談 Consultas gratuitas para estrangeiros com problemas na vida diária em espanhol e português	市民協働課コミュニティ推進担当 Seção de Trabalhos Comunitário
こころの健康相談	8月1日(月) • 26日(金)	午後 1 時~ 4 時	市役所11相談室 吉良支所第1会議室	心の悩みを抱える方やその家族からの相談。※予約制。予約は電話で各問合先か福祉課へ。	西尾市保健センター(か 57・0661)、吉良保健センター(か32・3001)
育児・虐待相談	毎週月~金曜日	午前8時30分~午後5時	市役所家庭児童支援課	就園前のお子さんの発達や、育児全般、 児童虐待について。※面接相談可。	家庭児童支援課要保護 児童担当(な 56・3113)
市税夜間納税相談	8月17日(水)	午後6時~8時	市役所収納課	市税の納税に関する相談(夜間)。納税も可	収納課徴収担当
多重債務相談	8月22日(月)・23日(火)	午前9時~正午午後1時~4時	市役所多目的室A	複数の消費者金融から借り入れをして いる人のための返済に関すること	保険年金課国民健康保 険担当
人権相談	8月5日金 ・12日金 ・19日金 ・20日仕	午後1時30分~4時 ※受け付けは午後3時 30分まで。	吉良保健センター 一色支所第1会議室 幡豆いきいきセンター 総合福祉センター相談室	離婚問題、いじめ、近隣とのもめごと、 家庭内の悩みごと	市民課窓口担当
児童相談	日曜日・祝日を除く 毎日	午前9時30分~午後4時 ※土曜日は正午まで。	総合福祉センター相談室	児童の性格や家族関係、学校生活など に関すること。子どもからの相談も可	家庭児童支援課児童相 談担当(な 56・0324)
お子さん巡回相談	8月11日休	午前10時~午後3時	総合福祉センター相談室	療育手帳の新規交付・再判定に関する こと。事前に予約が必要	西三河福祉相談センタ ー(☎ 0564・27・2779)
就業相談	8月3日(水)	午前10時~正午	総合福祉センター相談室	母子家庭の母親の就業に関すること	西三河福祉相談センタ ー(☎ 0564・27・2719)
母子家庭相談	毎週月・火・木曜日	午前10時~午後4時30分	総合福祉センター相談室	母子家庭の困りごとや自立生活に関す ること	総合福祉センター (霜 56・5900)
内職相談	毎週金曜日	午前10時~午後3時	総合福祉センター相談室	内職の紹介と事業所の登録	福祉課社会福祉担当
知的障害者相談	毎月第2水曜日	午前9時~正午	総合福祉センター相談室	知的障害者と家族の困りごと	福祉課障害者福祉担当
身体障害者相談	毎月第1・第4月曜日	午前9時~正午	総合福祉センター相談室	身体障害者と家族の困りごと	福祉課障害者福祉担当
結婚相談	毎週火曜日と毎月第 1・第3日曜日	午後1時~3時	総合福祉センター相談室	結婚相手の紹介。※申込金500円と写真2枚が必要。	市社会福祉協議会総務 課(☎ 56・5900)
児童・生徒 心配ごと相談	毎週月~金曜日	午前9時~午後5時 /午前9時~午後4時	働く婦人の家 /一色健康センター	児童・生徒の心配ごとや小学校入学に 関する悩みごとなど。※面接相談可。	児童・生徒支援センター (な 57・0555 な 73・4572)
育児相談	毎週月~金曜日	午前8時30分~午後5時	子育て支援センター (八ツ面保育園内)	就学前のお子さんのしつけ、生活習慣、 心配ごとなど	子育て支援センター (霜 57・2602)

[※]西尾警察署の「困りごと相談☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局の「人権相談☎57・2622(毎週水曜日・木曜日、午前10時〜午後3時)」、 西三河県民生活プラザの「法律相談☎0564・27・0800(西三河総合庁舎1階、毎週水曜日、午後1時〜4時、要予約)」もご利用ください。